

『抗倭図巻』『倭寇図巻』と大内義長・大友義鎮

鹿毛敏夫

はじめに

一六世紀の倭寇の活動と、明軍によるその撃退を描いた倭寇図に関しては、近年、日中双方に残存する倭寇絵巻の分析が進み、その実態が明らかになりつつある。

中国国家博物館が所蔵する『抗倭図巻』に関しては、孫鍵、朱敏、陳履生の各氏による絵巻の内容解説と、描かれた戦闘場面への考察が加えられた。⁽¹⁾ 孫鍵氏は、同図巻の作成動機を嘉靖三四（一五五五）年の王江涇の戦いに求め、その制作年代を、中国沿海地方の軍務を総括した工部侍郎趙文華と、実際に倭寇防御軍を監督した胡宗憲の二人が全盛を誇った嘉靖四一（一五六二）年以前と推測した。また、朱敏氏も、同図巻を王江涇の戦いにおける明軍の勝利を描いたものと判断しているが、その制作者は、総督として同戦いを指揮したものの趙文華に迎合せず失脚した張経の部下か家族がその戦功を偲ぶために描かせたものと推測している。さらに、陳履生氏は、美術史的な観点から同絵巻を呉派文人画と判断するとともに、描かれた場面が王江涇の地形や風景と一致しないことから、その制作動機については、具体的な戦闘と言うより、還朝を期す趙文華が一連の嘉靖大倭寇を終息させた事実とその功績を記録するために制作したものと考察している。

一方、東京大学史料編纂所が所蔵する『倭寇図巻』に関しては、古くから多くの分析論考があるが、特に近年の新しい研究成果として須田牧

子氏の内容解説と考察があげられる。⁽²⁾ 須田氏は、中国国家博物館の『抗倭図巻』に描かれた倭寇船の船旗に「日本弘治（二年）」の年号が記されていることに着目して、さらなる文字情報の収集を期して日中双方の倭寇絵巻を赤外線撮影したところ、日本の『倭寇図巻』冒頭で遠方から近づきつつある倭寇船の旗にも「弘治（四年）」の年号を、さらに中国の『抗倭図巻』に描かれるもう一隻の倭寇船の旗にも「日本弘治（三年）」の年号を確認した。弘治三（嘉靖三六・一五五七）年は、浙江総督胡宗憲が嘉靖大倭寇の頭目王直を日本の九州から中国浙江省の舟山におびき寄せて捕縛した年、それに続く弘治四（嘉靖三七・一五五八）年は、王直が杭州按察司に投獄された年である。須田氏は両年を嘉靖大倭寇鎮圧を象徴する年ととらえ、『倭寇図巻』『抗倭図巻』が特定の戦闘を描いたと言うより、嘉靖大倭寇に対する明軍の勝利の物語として象徴的に描かれ、それにふさわしい年として弘治三年と四年が選ばれたと推測している。

このように、『抗倭図巻』は特に中国の研究者によって当該期中国の社会状況のなかでの内容の分析とその歴史的な位置づけが進み、また、日本の『倭寇図巻』とあわせての比較分析も日中双方の研究者によって行われている。これらの成果により、双方の絵巻の内容分析が進展し、また、具体戦闘場面か戦功の象徴かの見解の相違はあるものの、その作画のモチーフや動機についても、随分的が絞られてきた。

そこで本稿では、こうした共同研究のさらなる深化をめざして、双方

の絵巻をこれまでとは異なった視点から分析していきたい。前述の成果は、中国で描かれた双方の絵巻の制作者の謎とその制作意図に迫ろうとする各論考によるものであり、その分析視角は、中国江南社会に深刻な影響をおよぼした海賊を鎮圧して沿海地域の平穏を回復した明側に視線をすえたものである。では、ひるがえって、この絵巻を、鎮圧された倭寇の側に視点をすえて分析した時に何が見えてくるであろうか。本稿では、嘉靖倭寇の日本側首謀者として胡宗憲や趙文華ら明側から取り締まりを受けた倭寇船団がどこから来たのか、そして特に『抗倭図巻』の中に描かれる明軍被擄の倭人はどのような立場の人物なのか等について、二つの絵巻に描かれる倭寇船の「弘治」年旗との関わりをなかで考察していきたい。

一、日本「弘治」年旗の倭寇船の派遣者

まず、『抗倭図巻』『倭寇図巻』ともに日本の「弘治」の年号を記した旗(図1)を掲げた倭寇船の襲来を描いている以上、具体戦闘場面か戦功の象徴かの議論は別として、両絵巻が弘治年間の日本から中国に渡って倭寇と見なされた日本船をモチーフとしていることに異論はなからう。幸いなことに、日本の弘治年間は元年から四年までに限定でき、それは中国の嘉靖三四年から三七年、西暦一五五五年から一五五八年に相当する。当該の戦国時代末期の日本社会において、海禁政策をとる中国へ東シナ海を渡る渡航船団を派遣しう



図1 倭寇船上の「日本弘治」年旗(『抗倭図巻』(赤外線撮影))

る有力勢力は誰であろうか。注目したいのは、日本の戦国大名の対明交渉に関わる以下の一連の記録である。

嘉靖期の海禁政策を破り中国沿岸で密貿易を行っていた倭寇の動きを封じるため、明の総督楊宜は嘉靖三四(弘治元・一五五五)年に鄭舜功を日本に派遣した。鄭舜功は同年四月に広州を発ち、福建から琉球を経て日本に渡り、九州東岸を北上して豊後に上陸する。倭寇禁圧を依頼するための使者を室町幕府に派遣、自らは豊後に滞在し、嘉靖三五(弘治二・一五五六)年一二月に帰国する。この鄭舜功の帰国の際に、豊後の戦国大名大友義鎮(宗麟)は使僧清授を同行させ、倭寇禁圧要請への返書を送ったらしい。『明世宗実録』には次のように記録されている。「前総督楊宜所遣鄭舜功、出海哨探夷情者、亦行至豊後、豊後島遣僧清授、附舟前来、謝罪言、前後侵犯皆中国姦商潜引小島夷衆、義鎮等初不知也」。

楊宜が派遣した鄭舜功は、倭寇の一因とみられる日本の情勢を探るため豊後に上陸した。それに対し、豊後の大友義鎮は使僧清授を派遣し、「近年中国沿岸で海禁を破って密貿易をしているのは、中国の姦商が日本人を呼び寄せて行っていることだということを、私は知らなかった」と倭寇の罪を謝したと言う。中国側史料において、倭寇の活動に関して大友義鎮が「謝罪」したと記載されており、明政府にとって日本の戦国大名大友氏は、王直らと結託して海禁政策を無視した国際取引を行う密貿易者に責任を負う人物として認識されていたことによる表現である。鄭舜功が豊後に上陸し、そのまま大友氏のもとに留まったのも、大友義鎮が倭寇的活動の日本人側の動きを制御しうる存在と見なしたのことで思われる。

弘治年間の九州は、豊後から勢力を伸張させた大友義鎮が北部九州一



図2 九州全体を Bungo と表記したベルチウスのアジア図(部分)

倭寇禁庄宣諭のために訪れた鄭舜功と後述する蔣洲の二人ともに、日本のなかで主に豊後に滞在して大友義鎮との交渉に最も力を注いでいること、さらに、『日本一鑑』によると鄭舜功は当主大友義鎮のみならず臼杵鑑続、吉岡長増など、加判衆と呼ばれる当該期大友政権中枢奉行人名とも交渉を重ねていること⁽⁶⁾から、ポルトガルのみならず中国の明側からも、大友氏が九州島各地に盤据する日本人倭寇を制御しうる実質的な九州の支配者と見

帯に領土を拡張し、また、弟の大友晴英(Ⅱ大内義長)を義隆没後の周防大内家家督に送り込んで大友—大内連合を成立させた、いわば西日本

社会における豊後大友氏の黄金時代である。この時期の日本の様子を描いた西洋人の地図では、例えば、ポルトガルのイエズス会士ルイス・

テイセラ (Luis Teixeira) は一五九五年に作成した日本地図で、本州部

分を IAPONIA とし、九州全体を BVNGO (豊後) と表記し、また、オランダの地理学者ペトルス・ベルチウス (Petrus Bertius) も一六一〇

年作成のアジア図で、本州部分を Iapan とし、九州全体を Bungo (豊後) と記している(図2)。つまり、一六世紀後半の日本に接近した西洋人

は、九州全体を IAPONIA (Iapan) 国に並立する BVNGO (Bungo) 国と錯覚して認識していたわけで、大友—大内連合の成立を機に始まった豊後大友氏の黄金時代が、実質的には第一・第二ピークあわせてもわ

ずか二〇年の期間にしか及ばないものの、接近した外国勢力の目的には九州全域に勢力を拡大した、まさに「九州大邦主」⁽⁵⁾に見えていたのである。

倭寇禁庄宣諭のために訪れた鄭舜功と後述する蔣洲の二人ともに、日本のなかで主に豊後に滞在して大友義鎮との交渉に最も力を注いでいること、さらに、『日本一鑑』によると鄭舜功は当主大友義鎮のみならず臼

杵鑑続、吉岡長増など、加判衆と呼ばれる当該期大友政権中枢奉行人名とも交渉を重ねて

いること⁽⁶⁾から、ポルトガルのみならず中国の明側からも、大

友氏が九州島各地に盤据する日本人倭寇

を制御しうる実質的な九州の支配者と見

なされていたことがわかる。

二番目に注目したいのは、翌嘉靖三五(弘治二・一五五六)年の動きである。楊宜に代わって浙直総督となった胡宗憲が、同年九月に蔣洲と陳可願を日本に派遣する。その際の記録は次の如くである。「浙直総督

胡宗憲為巡撫時、奏差生員陳可願・蔣洲、往諭日本、至五島遇王直・毛海峯、先送可願還、洲留諭各島、至豊後阻留、転令使僧前往山口等島

宣諭禁戢、於是、山口都督源義長、且咨送回被擄人口、咨乃用国王印、豊後太守源義鎮、遣僧德陽等、具方物、奉表謝罪、請頒勘合修貢、護送

洲還」⁽⁷⁾。

胡宗憲が派遣した蔣洲と陳可願は、日本の五島でまず王直らに会う。そして陳可願は王直との会見の報告のため先に明に帰り、蔣洲が日本各地に倭寇禁制を諭した。蔣洲は豊後に滞在し、使者を山口に派遣して禁

令宣諭した。それを受けた山口の戦国大名大内義長は倭寇被擄の中国人を本国に送還するとともに、日本国王の印を用いて朝貢してきた。一方、

豊後の大友義鎮も蔣洲を本国まで護送するとともに、使僧德陽に貢物を献上させ、上表文で倭寇の罪を謝し、更に勘合頒布を願って朝貢してきたのである。

蔣洲が対馬宗氏に宛てた嘉靖三五(弘治二・一五五六)年十一月三日付咨文(巻頭口絵)には、「近年以来、日本各島小民、假以買売为名、

屢犯中国边境、劫掠居民」と、日本人が商取り引きを名目に中国海辺に侵入し、民衆を脅かしていることを伝え、「自旧年十一月十一日来至五

島、由松浦・博多、已往豊後大友氏会議、即蒙通行禁制各島賊徒、備有回文、撥船遣德陽首座等、進表貢物」と、自らが五島から松浦、博多を

経て豊後に来たこと、豊後では大友氏と会合して倭寇禁制を蒙り、各地の海賊衆への回文も得たこと、そして德陽が上表文と貢物を携えて豊後

から明へ発つこと等を連絡している。

さて、ここで興味深いのが、この蔣洲の宣論を受けての大内義長と大友義鎮の対応である。まず、大内義長が使用した日本国王の印は、現在、毛利博物館に蔵されている。それは印面十センチメートル四方桜材の木製「日本国王之印」で、「日本国昔年欽奉 大明国勅賜御印壹顆」との由来を記した義長の証状が付属しているが、その判は弘治二（嘉靖三五・一五五六）年一月付、まさに日本の「弘治」年号である。一方、大友義鎮も、上表文を認めて新たな勘合の頒布を願っているのである。

この大内義長・大友義鎮の明への交渉は、まさに「弘治」年間西日本の有力戦国大名の対明政策の特徴を物語っている。周知のとおり、日明間の勘合貿易は、その末期において実質的には大内氏が日本国王の名義で朝貢船を派遣していた。中国側でも、大内氏の名は貿易の継承者として周知されていたものと思われるが、大友家から同家に入った義長は、まさにその大内氏の名に拠って貿易を継承しようとして試みたのである。『明世宗実録』では「豊後雖有進貢使物、而実無印信勘合、山口雖有金印回文、而又非国王名称」と、大友義鎮・大内義長共に、各々勘合の不備と国王名を名乗っていないことにより朝貢を許されなかったたのであるが、ここでは、大内義長が「回文」に捺した木製「日本国王之印」（模造印）の印影が、明側ではかつて永楽二（応永一一・一四〇四）年に永楽帝が足利義満に下賜した正規の「金印」の印影と見なされたことが重要である。室町将軍が封をして幕府の庫に保管していた明国勅賜の「金印」が、どういう経緯で大内家に移り、また、どの段階で失われたのかは明らかにしえないが、義長が大内家家督を継いだ天文二（一五五二）年の段階では既に正規の「金印」は失われていた。前述の対馬宗氏宛てと同内容の嘉靖三五（弘治二・一五五六）年一月三日付咨文を蔣洲の使者から受けた大内義長は、その月のうちに倭寇被擄の中国人を本国に

送還する旨の回文を認めて、模造した木製「日本国王之印」を捺印したのであるが、さらに、蔣洲の使者に勅賜「金印」喪失の事実を悟られないようにするために、その模造印影に「日本国昔年欽奉 大明国勅賜御印壹顆」との由来を記した花押入りの証状を作成し、残存していた勅賜金印箱に添えて使者に披露したのである。

三番目に注目したいのは、嘉靖三六（弘治三・一五五七）年から翌年にかけての倭寇鎮圧のなかでの日本側戦国大名遣明使節の動きである。胡宗憲は、倭寇の中国側の最大の首領である王直を帰順させるため、次の史料の如く、その母子を撫犒し、王直自身には従前の罪を許し、又海禁政策を緩和して貿易を許可することを伝えている。「宗憲与直同郷、習知其人、欲招之、則迎直母与其子、入杭厚撫犒之、而奏遣生員蔣洲等、持其母与子書、往諭以意謂、直等来、悉积前罪不問、且寬海禁、許東夷市、直等大喜、奉命即伝諭各島如山口・豊後等、島主源義鎮等亦喜即装巨舟、遣夷目善妙等四十余人、随直等来貢市、以十月初、至舟山之岑港泊焉」⁽¹⁾。

胡宗憲の海禁緩和政策を知った王直は、山口、豊後をはじめ西日本各地の領主に連絡した。互市の許可を知った大友義鎮は、早速に「巨舟」を建造し、使僧善妙ら四十余人を帰国する王直に随行させ、彼らは一〇月初めに浙江省舟山島の岑港に着岸した。ところが、許可されて入港したはずのこの貿易船団が岑港で受けた処遇は次の通りであった。「岑港倭凡五百余人、於三十六年十一月、随王直至求市易、及王直被擒、見官兵侵逼燒船」、「海峰遂絶与倭目善妙等、列柵舟山、阻岑港而守、官軍四面围之」⁽²⁾。一行は岑港に上陸したが、王直が明政府によって捕縛されたため、その配下の毛海峰は大友氏の使僧善妙らと分かれて防御柵を並べ、四面を取り囲む明の官軍の岑港入港を阻止したのである。すなわち、胡宗憲の海禁緩和・互市許可の政策は、倭寇の頭目王直を捕らえるため

の策略だったのであり、彼に同行して入港した大友義鎮の船団も、明政府からは海賊船団の一味（まさしく倭寇）としての扱いを受けたのである¹³。岑港での攻防で船を焼かれた大友氏の遣使一行は、舟山内陸部の「上山拠険屯駐」し、翌嘉靖三七（弘治四〇）永祿元・一五五八）年七月に「携帶桐油鉄釘、移駐柯梅、造船」と、造船用物資を調べて岑港の裏手の柯梅に移り、新たな船の建造に取り掛かる。この一行に対し、明側も厳しい攻撃を仕掛けるのであるが、「浙江岑港倭徒、巢柯梅、総督侍郎胡宗憲屢督兵討之、不能克」という状況であった。遣使団は同年の「至十一月舟成、於十三日開洋去」るが、この時の明官兵による攻撃もその末船を捕らえたのみで、本船は南洋に下海していったことが「浙江柯梅倭、駕舟出海、総兵俞大猷等、自沈家門引舟師、横撃之、沈其末艘、稍有斬獲、各賊舟趨洋南去」との記事からわかる。

ところが、交渉に失敗して舟山の柯梅を発った大友氏の派遣船団は、その後帰国の途に就いたのではなく、中国沿岸を更に南下して、今度は福建省の浯嶼に現れている。「浙江前歲舟山倭、移舟南來者、尚屯浯嶼」、あるいは「福建浯嶼倭、始開洋去、此前舟山寇、隨王直至岑港者也」との記録¹⁴がそれを明示しているが、実は明政府の厳しい攻撃を受けながらも、それを巧みにかわして華南海域で商取引を行おうとするこの船団の姿こそ、一六世紀倭寇の組織実体の一端そのものに他ならない。

統一権力をもたない地域分権の時代とも言える日本の戦国時代において、その地域公権を担った各戦国大名のなかでも、大友義鎮や大内義長のように環シナ海域の一角（九州や中国地方）に領国を有し、大船を建造する技術と財力を持ち、さらに直轄水軍を軸に領国沿岸の海上勢力を組織しうる政治力と軍事力を保持した人物は、明政府からは、倭寇組織のうちの日本側構成員を統轄・制御しうる最上級首領と見なされていたに違いない。弘治年間直前の天文二〇年代に肥後の戦国大名相良氏が不

知火海から派遣した遣明船に関わる史料を分析した田中健夫氏は、「朝貢船以外の外国船はすべて密貿易船すなわち倭寇とする中国側の常識にたてば、不知火海の渡唐船は日本側ではたとえそれを普通の通商貿易船と考えていたにしても、中国側にとってはまぎれもなく倭寇船だった」と結論づけている¹⁶。

舟山から福建の浯嶼に移った大友義鎮の船団は、明政府に対する勘合貿易継承工作に失敗し、沿岸警備の手薄な華南海域での密貿易交渉に切り換えようとする、日本の戦国大名の貿易姿勢の転換を示しており、その転換後の活動こそ、朝貢体制の枠組みをかい潜って活動する日本の地域領主（日本国内史的には戦国大名）のアジア外交の実質的姿勢と言えよう。一六世紀の日本の大内義長や大友義鎮は、国内史的には日本列島周縁部に位置する戦国大名であるが、中国を中心とした環シナ海域の世界秩序のなかでは、朝貢体制下の通交秩序に則った対明交渉者の一員としての姿勢を維持していると同時に、その交渉による実益が見込めないと判断した瞬間からは倭寇的勢力としての実像を顕在化させるといって、階級的二重性を有する存在であった。

一方、明側の浙直総督胡宗憲や工部侍郎趙文華からすると、嘉靖期の倭寇活動のなかでも特に、王直と結託して公許を得ない密貿易を行おうとする日本の有力戦国大名の渡航船団の末端の活動は、冊封体制という国家の根幹を揺るがしかねない外患（まさしく倭寇）であった。なかでも、倭寇禁圧要請のために、嘉靖三四（弘治元・一五五五）年に派遣して翌嘉靖三五（弘治二・一五五六）年に帰国した鄭舜功や、同じく嘉靖三四（弘治元・一五五五）年に派遣して嘉靖三六（弘治三・一五五七）年に帰国した蔣洲に同行するかたちで朝貢を求めてきた大内義長と大友義鎮の遣明船の動きは、明側に大きなインパクトを与えたものと思われる。蔣洲からの禁圧咨文を受けた大内義長は、大内家に伝わる木製「日

本国王之印」の印影に、「日本国昔年欽奉 大明国勅賜御印壹顆」と記した「弘治」二年一月付の証状を附属させて入貢（いわゆる偽使入貢）すること、「金印」と「回文」の照合にまで成功している。その後、国王名称の相違を理由に朝貢要求を退けられたこの大内船団は、近海での密貿易交渉に切り替えて実利を得て、倭寇の取り締まりを行う胡宗憲や趙文華を大いに悩ませ、日本「弘治」の倭寇として大きくイメージ化されることになったであろう。また、帰国する王直に同行するかたちで嘉靖三六（弘治三・一五五七）年一〇月に舟山島の岑港に入港して朝貢を求めてきた大友義鎮の渡航船については、『明世宗実録』にあえて「巨舟」と表現していることに、その船の大きな特徴が表れている。杭州湾の入り口に浮かぶ舟山島は、日本の種子島ほどの小島で、その周囲には東シナ海を行き交う朝貢船が頻繁に往来していたはずである。数多くの渡航船のなかでも、あえて「巨舟」と称された大友船は、まさに物理的に大きな構造船であると同時に、イメージとしても王直らと連携して密貿易を行おうとする巨大倭寇船団であった。

『抗倭図巻』と『倭寇図巻』の制作者が、沿岸を襲撃する倭寇船の旗にあえて「弘治」の日本年号を記したのは、明らかに、「弘治」年間の日本から中国沿海部に渡航して倭寇の密貿易や略奪を行った倭寇船を作画モチーフとしたからに他ならない。そして、『明世宗実録』『日本一鑑』や日本に残存する日明交渉関係の史料によると、この期間に数度にわたって中国に渡航船を派遣して大規模に倭寇の活動を行ったのは、日本の戦国大名大内義長と大友義鎮による派遣船団であった。「巨舟」を操り、「弘治」年署名の証状を付した「本国王之印」印影を使って朝貢を求めてきた彼らの船団は、明の海防担当者にとって大きな脅威であった。実際、朝貢を拒絶された瞬間から彼らは、倭寇の勢力としての実像を現して、沿岸警備の手薄な地域に回り込んで、王直らと結託して

密貿易活動を行い、また、商取引を拒まれた際には強奪行為に及んだ。浙直総督胡宗憲と工部侍郎趙文華は、こうした日本「弘治」の大倭寇を取り締まるべく動き、嘉靖三六（弘治三・一五五七）年にその中国側誘引者の王直を捕縛し、翌年には王直らと結託していた大友義鎮の使僧の徳陽や善妙らを退けることに成功した。

『抗倭図巻』『倭寇図巻』の両絵巻は、こうした日本「弘治」年間の一連の倭寇を撃退し、いわゆる嘉靖の大倭寇を終息させた戦功の記録として描かれたものである。近年、明代絵画史の立場から両絵巻と関連史料を考察した馬雅貞氏は、『抗倭図巻』の描写内容が、清の張鑑がまとめた『文徵明画平倭図記』のなかで紹介される文徵明作の『胡梅林平倭図巻』（阮元所藏）の解説文にほぼ一致することを指摘し、『抗倭図巻』に登場する中国側の文官・武官の人物比定に成功している。馬氏によると、こうした画中人物をそれぞれ特定できる図は、中国における文官戦勲図によく見られる表現であり、『抗倭図巻』と『倭寇図巻』、および『胡梅林平倭図巻』は、いずれも胡宗憲の倭寇平定の顕彰と関係の深い作例であると言う。

馬氏の研究は極めて貴重な成果と言えるが、ただ、ここで留意しておかなければならないのは、三つの倭寇図の制作主題が微妙に変化していることである。この点について、須田牧子氏は、嘉靖三五（弘治二・一五五六）年八月に中国人倭寇の首領であった徐海の誘殺に成功した乍浦・梁莊の戦いの戦勝を描いた『胡梅林平倭図巻』を「ほかの二種よりも原・倭寇図巻に近い」と判断し、また、模本作成の過程で胡宗憲個人の顕彰から倭寇に対する明軍の勝利という一般的物語へと主題が展開変化していき、その過程で、絵巻主題の設定年も、乍浦・梁莊の戦いの年から「嘉靖大倭寇の終焉をもたらした事件として語られた王直捕縛の年へと変化していった」と推測されるが、筆者も基本的には同感である。

三点の倭寇図の制作主題の変遷は、次のように推定できようであろう。

①『胡梅林平倭図巻』：嘉靖三十五年八月の乍浦・梁荘の戦いで倭寇の首領徐海の退治に成功した胡宗憲の戦功を描いたもの。中国人倭寇の鎮圧が主題であるため、描かれた倭寇船の船旗に「日本弘治」の年号は記されていない（図を詳細に解説した張鑑『文徵明画平倭図記』にも「日本弘治」の文言は出てこない）。

②『抗倭図巻』：『胡梅林平倭図巻』を原図としてほぼ同じ図柄で制作したものであるが、絵巻の主題は胡宗憲によるより最終的な嘉靖大倭寇の鎮圧・終焉を象徴する舟山島での王直捕縛と日本人倭寇撃退の物語に変更したため、絵巻中央部で明軍と対峙する倭寇船と、右端で沿岸襲撃する船団のうちの最も大きな倭寇船という、メインの二つの倭寇船に「日本弘治」の船旗を描き加えた。①から②への主題の変遷には、「平倭」や「抗倭」をテーマとした戦勲図であるからには「倭」（日本）を登場させるべきとする中国側ナショナルリズムの影響も想定できよう。

③『倭寇図巻』：『抗倭図巻』同様、胡宗憲による嘉靖大倭寇の最終的鎮圧を描いたもので、遠来する倭寇船旗に「弘治」の日本年号を描くものの、メインの倭寇船二艘が掲げる旗からはその文言は消えている。明軍官船上の首級や被擄倭人の姿も省略されており、「平倭」や「抗倭」の意識がある程度希薄化した段階の制作と推測される。

胡宗憲による倭寇平定をモチーフとした戦功図や戦功記としては、この他に『胡少保平倭戦功』という文献史料もあり、「先臣少保胡宗憲」（姓胡、雙諱「宗憲」、號梅林）が、嘉靖年間の王江涇や乍浦・梁荘での戦いや蔣洲と陳可願の日本への宣諭派遣を経て倭寇船団を舟山島岑港に誘い込み、最終的に王直を捕縛することに成功する顛末が記録されている¹⁹⁾。注目されるのは、この記録では、王直一派の岑港入港について、「王直遂着王激、葉宗滿等統領大小海船、銳卒千餘、蜂擁而來、執無印

表文、詐稱豊洲王入貢」と記されていることである。すなわち、その真意を確認するために胡宗憲のもとに遣わした王激が戻ったことで、王直は、配下の葉宗滿らに大小の海船に千名の卒兵を乗せて岑港に入港させたのである。そして、この船団の中には「豊洲王」（豊後国王Ⅱ大友義鎮）派遣の善妙らも含まれていた。しかしながら、今回はかつて明側に真印と見まががわせた模造「日本国王之印」を有する大内氏の使節は同行していなかったため、彼らは「日本国王之印」捺印のない表文を携えた「豊洲王」の詐称船団と見なされることになったのである。

二、戦国大名の水軍と倭寇

『抗倭図巻』『倭寇図巻』の両絵巻に描かれる「弘治」年旗の倭寇船の派遣主体が、日本の戦国大名大内義長や大友義鎮であったとするならば、絵巻のなかで中国沿岸部の村に上陸して略奪行為をはたらき、出撃してきた明軍と戦っている人物は、日本の戦国大名のもとに組織化された水軍ということになる。

長門の赤間関や豊後の佐賀関等、海に面した自己の領国内に優れた港湾を有し、古代からの海辺生活民を中世後期に家臣化していった西日本の戦国大名のもとに、優れた水軍組織が経営されていたことは、これまで幾多の先学が明らかにしてきたとおりである。

その一例として、一六世紀の後半、大友氏の水軍大将と称された若林一族の状況を見よう。

中世後期に戦国大名大友氏の水軍組織として編成される若林氏は、古代の海部の歴史と伝統を有する豊後国海部郡を舞台に成長を遂げた海の領主である。若林氏の本貫地は、佐賀関半島南部で臼杵湾に面した海部郡佐賀郷一尺屋である。黒潮が北上する豊後水道は、伊予の佐田岬と豊後の佐賀関半島が向かい合う豊予海峡（速吸瀬戸）で急激に狭まるが、

半島の先端部の佐賀関と、その南方の一尺屋は、ともに外洋航路と内海航路の境界に位置する港町とすることができると言える。

若林氏の在地領主制が海を基盤とした海部郡の歴史と伝統のうえに展開したことは、伝来した史料群の随所に明証される。例えば、一六世紀初頭の若林源六および越後守が大友氏へ渡した贈答品として史料上に確認できるのは、「鯛」「塩鯛」「いか」等の海産物がほとんどであり、豊後水道からの特産物の贈与を受けた大友親治は「近比見事にて候」と感嘆した礼状を送っている。⁽²⁰⁾ また、漁獲のための網に関しても、大友政親が若林源六に「しきあみのいと」(敷網の糸)を催促した事例や、天文末年に大友義鑑が真那井の渡辺氏のもとに払底していた「網」を、海部郡の上野氏や若林氏のもとから調達しようとした事例が散見される。若林氏の生産活動がまさに海からの恩恵に大きく依存していた事実をこれらの史料は示している。さらに、元龜三(一五七二)年前後のものと考えられる若林家当主若林鎮興書状では、一族の人物に対して、「御りやう田」と「居屋敷」に加えて「敷網船」の父親からの相続を了承している。海部の伝統を有する海の領主若林氏にとって、海上に浮かぶ船は、陸上で占有する土地や屋敷と並ぶ重要な相続財産であった。この船の相続という事実に加えて、さらに一五世紀後半の若林仲秀は、居屋敷として「水居船」を構え、大友氏のために「海上御用」の馳走奉公をするとして⁽²⁴⁾ べている。「水居船」とは、一般に「家船」と呼称される水上生活船のことであり、中世の若林氏が、豊後水道の海岸部に領地を有しながら、長期間の船上生活に対応可能な船を経営して、土地・屋敷とともに船を代々相続していたことが確認できる。

さて、天正一四(一五八六)年もしくはその翌年に比定される若林越後入道宛の大友義統書状に、「態染筆候、仍至口津無餘儀用所之子細候、打続辛勞雖無盡期候、舟一艘可預馳走候、上乘・水主・武具以下、手堅

可被申付事肝要候」⁽²⁵⁾との一文がある。書状は、「舟一艘」を豊後から肥前の島原半島南端の港町「口津」(口之津)へ派遣する内容であるが、注目されるのは、この船派遣に際して義統が「上乘」や「水主」の編成を若林氏に指示している事である。

大友氏が各地に派遣した船にどのような人々が乗り込み、また船をどのような人々が操舵したかについて、史料的に明らかにすることは容易ではない。しかしながら、次の大友義統軍忠注進披見状によると、大友水軍若林氏による「警固船」の乗組員の状況がある程度推測可能である。

「史料一」

(大友義統)
(花押)

天正八年八月廿日従上表兵船立下、於安岐切寄表懸合防戦、依被碎手、退散之刻、向地室富口迄付送、諸警固船帰津之砌、同廿二若林中務少輔敵船一艘切取、鎮興自身分捕高名、其外親類被官討捕頸着到、銘々加披見訖、

野田弥右衛門

頸一

若林中務少輔

小田原丹後

頸一

若林因幡守

頸一

若林九郎兵衛尉

頸一

幸野勘介

頸一

丸尾野新五兵衛尉

頸一

合澤市介

被疵衆

首藤源介

三郎右衛門

五郎兵衛

太郎左衛門

已上、⁽²⁶⁾

史料は、毛利氏の「兵船」と大友氏の「警固船」による海上合戦の際の軍忠注進披見状である。天正八（一五八〇）年八月二〇日、豊後国国東郡の安岐郷に攻めて来た毛利氏の「兵船」に対し、大友氏の水軍衆は防戦し、退散する敵船を周防国熊毛郡の「室富」（室積）まで追跡した。二日後の二二日、豊後へ帰国途中の周防灘で敵船と遭遇した若林中務少輔鎮興の一行は、「敵船一艘切取」ったのである。

この軍忠注進披見状には、若林氏当主の中務少輔鎮興をはじめ、「其外親類被官」の名前が記されているが、これらの記述は当該期の大友氏の「警固船」乗組員の構成を如実に表している。すなわち、当主の若林中務少輔に続く若林因幡守以下九名の人物が、同史料上で若林家の「親類」と称される一族、および「被官」と称される同家の封建的従者と考えることができよう。

このように、若林氏の警固活動は、同氏の当主を中心に、親類衆や被官衆の組織化のうえに成り立つ性質のものであった。大友氏からの指示を受けた若林氏当主によって「上乘」や「水主」としての乗船を命じられたのも、こうした親類・被官衆であると推測できよう。

そして、彼らのなかには、戦国大名の遣明船に「上乘」や「水主」として乗船し、大名の使節や使僧、あるいは貿易商人を中国へ送り届ける重要な任務を担った人物もいたと思われる。若林氏同様、佐賀関を本拠とする大友氏の水軍衆上野家に伝わる「家譜」によると、上野親俊は弘治二（一五五六）年に「軍船惣頭」として「明朝ノ使来着」（蔣洲の豊後渡来）の際に山口に禁令宣諭する明人使者を関門海峡まで護送し、また、上野統知は「大内義隆二頼、天文十六未年義隆明ニ公使ノ時、十一歳ニテ随兵」している。明側への朝貢要求を拒絶されると、彼らは、密貿易船の「上乘」や「水主」と化し、日本刀や弓、槍を構えて、出撃し

てきた明軍と戦う海戦集団（倭寇）としての姿を顕在化させることになるのである。

『抗倭図巻』の後半部分には、戦いに敗れて、「浙直文武官僚」の旗を掲げた明軍総督胡宗憲のもとに連行される三名の倭寇が描かれている（図3）。また、戦勝した明側の軍船上にも、手足を拘束された被擄倭人四名と、明側が討ち取った倭寇の首級八〜九個が乗せられている（図4）。乍浦・梁荘の戦いを描いた『胡梅林平倭図巻』の方にも同様の図が描かれていたらしく、張鑑の『文徵明画平倭図記』では、連行される三名の倭寇を徐洪（徐海の弟）・陳東・麻葉（ともに徐海一党）にあて、被擄倭人の一人を「辛五郎」という徐海傘下の日本人倭寇と比定している。これらの光景は、まさに前掲「史料二」で、大友氏の水軍大将若林鎮興の「自身分捕高名」（大将自身が敵將を討ち取った手柄）と、「其外親類被官討捕頸着到」（従軍した乗組員が討ち取った敵の首級（頸）が論功行賞の材料として大友義統のもとに



図3 連行される3名の倭寇
（『抗倭図巻』）



図4 明船上の首級と拘束された被擄倭人
（『抗倭図巻』）

届けられた」と記されている事態の裏返し状況である。日本国内の瀬戸内海であろうが、東シナ海を渡った中国の沿岸であろうが、海上での合戦に直面した戦国大名水軍の末端構成員たちは、常に生死の際にあって活動していたことを、日中双方の古文書と絵画史料が証明している。

明軍の厳しい攻撃の前に捕らえられ、あるいは首をはねられた倭寇がいる一方で、攻撃の網の目をくぐり抜けて密貿易を成就させた人物も少なからずいた。相続財産としての「敷網船」や「水居船」の経営に見られるように、彼らのなかには造船の技術と知識を兼ね備えた人物も存在し、その技能は、嘉靖三七（弘治四）永祿元・一五五八）年に確認された明の舟山島の柯梅での帰国船の建造という事態をはじめ、渡航先での船の修造等で發揮されたものと思われる。²⁸⁾

おわりに

最後に、嘉靖三六（弘治三・一五五七）年に大友義鎮が中国浙江省舟山島の岑港に派遣した「巨舟」に関わる展望を記したい。この巨大な貿易船は、明軍の攻撃を受けて岑港に沈んだ。

筆者は、二〇〇五年と二〇〇八年の二度にわたり、この「巨舟」が入港した岑港、およびその港のある舟山島を訪問した。目前に里釣山・中釣山・外釣山という三つの小島を擁した岑港は、湾ではなく、舟山本島と三島の間の狭く曲がりくねった海峡地形をそのまま活かした小港である。中心部の岑港鎮は、里釣山に正対する場所に位置し、船着場も海峡が湾曲して最も狭まった位置にある。岑港と里釣山の間を長く湾曲して流れる海峡は、その最狭部は百メートルに満たない。里釣山の海岸部に下りて、岑港の対岸部を探索すると、緩やかな海流の関係で、この部分の泥浜に陶器・瓦・木片等の多くの遺物が打ち上げられているのを確認することができた。また、岑港の船着場周辺の海岸部では、複数の船繋

石も確認される。無論、これらは現代のものであるが、自然の海峡地形をそのまま活用する同港の特性上、船着場の位置を大きく変更することはありませんと考えられる。こうしたことから、嘉靖三六（弘治三・一五五七）年一〇月に入港したと記録される大友義鎮の「巨舟」の係留場所も、岑港の現船着場付近と推定して間違いないであろう。

ところで、舟山島の中心都市定海にある舟山博物館には、興味深い遺物が保管されている。岑港海峡に浮かぶ三つの島のうち最も南にある外釣山の海岸から出土した明代の鉄銃・鉄砲弾丸・大砲弾丸・銅水注・銅香薰、および、岑港で出土した明代の鉄権類である。『明世宗実録』の「阻岑港而守、官軍四面圍之」との記述から、岑港と里釣山が対峙する海峡の中心部に善妙ら大友氏の使節が立てこもり、その外側に明の官軍兵が包囲するといった陣形が推測される。外釣山は、岑港海峡の南側の出口に位置することから、岑港を攻撃しようとする明官軍の陣営がここに置かれたものと思われる。詳細な科学的調査はまだ行われていないが、外釣山の海岸から出土した鉄銃や鉄砲弾丸等の武器については、この時の官軍が使用したものである確率はそう低くないであろう。また、岑港に沈んだ大友義鎮の「巨舟」についても、泥層の沈殿が目立つ岑港海峡の船着場周辺の科学的調査を今後進めていけば、焼損部をもつ大型の木造船体とその積荷の遺物が必ずや見つかることであろう。そして、それらによって、嘉靖大倭寇期の倭寇船の実態が、文献や絵画史料のみならず、考古遺物によっても立体的に明らかにになり、一六世紀日中間の倭寇研究の発展に大きく資することになると期待している。

〔註〕

〔一〕 孫鍵「明代倭患与『抗倭図巻』」、『中国国家博物館藏文物研究叢書』絵画巻（歴史画）、上海古籍出版社、二〇〇六年）、朱敏「『明人抗倭図巻』

を解説する―『倭寇図巻』との関連をかねて―、陳履生「功績の記録と事実の記録・明人『抗倭図巻』研究」(ともに『東京大学史料編纂所研究紀要』二二、二〇一二年)。

(2) 須田牧子『倭寇図巻』再考(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二、二〇一二年)。

(3) 『明世宗実録』嘉靖三六(一五五七)年八月甲辰条。

(4) 一六世紀日本の戦国時代における豊後大友氏的全盛期は、天文二(一五五二)年から天正一四(一五八六)年までの間に二つのピークを迎える。第一のピークは、大友義鎮が弟晴英(大内義長)を大内義隆没後の周防大内家に送り込んで大内家家督を継承させた天文二(一五五二)年三月三日から、義長が安芸毛利氏によって自刃に追い込まれる弘治三(一五五七)年四月三日までの五年間で、この期間は西日本に大友―大内連合という兄弟戦国大名による大連合政権が成立した時期である。第二のピークは、九州進出を画策する毛利元就が没して毛利氏が九州から完全撤退した元龜二(一五七一)年から、従来の盟約関係が悪化した薩摩の島津氏が豊後に侵入してくる天正一四(一五八六)年までの一五年間で、この期間は、永祿二(一五五九)年に將軍足利義輝より補任を受けた「九州探題職」大友義鎮の名目的支配が、実質的にも九州一円に安定的に伸張した時期である。弘治年間を中心とした一五五〇年代の北部九州の政治動向を考察した堀本一繁氏によると、「大内義長の治世期は、一五五〇年代における政治構造転換の第一段階として、弘治三年四月以降、大友氏の支配が北部九州三カ国に全面的に展開していくための基盤を形成した段階」と評価されており、本稿における大友氏政権の第一ピークの認識と一致する。なお、堀本一繁「一五五〇年代における大友氏の北部九州支配の進展―大内義長の治世期を中心に―」(『九州史学』一六二、二〇一二年)を参照されたい。

(5) 天正七(一五七九)年、大友義鎮はカンボジア国王と「金書」「貢物」を授受する善隣外交関係を構築しているが、その「金書」のなかでカンボジア国王は大友義鎮に「日本九州大邦主源義鎮長兄殿下」と呼びかけている。鹿毛敏夫「戦国大名領国の国際性と海洋性」(『史学研究』

二六〇、二〇〇八年。のち、同『アジア戦国大名大友氏の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)収載)参照。

(6) 『日本一鑑』窮河話海卷九。

(7) 『明世宗実録』嘉靖三六(一五五七)年八月甲辰条。

(8) 東京大学史料編纂所蔵。

(9) 『明世宗実録』嘉靖三六(一五五七)年八月甲辰条。

(10) 二〇一一年九月に実施した毛利博物館での調査によると、「日本国王之印」が木製模造であり、かつ本来紐がつく背の部分が斜めの荒削りのまま(写真1)であるのに対して、印箱の方は、外側の朱漆五面に雲龍文様を彫り金箔を押し込んだ中国伝統の鎗金技法で制作され(写真2)、金象嵌の錠も附属していた。印箱は、模造木印の箱ではなく、明らかに本来存在していた勅賜金印を収めるための金印箱である。

(11) 『明世宗実録』嘉靖三六(一五五七)年二月乙卯条。

(12) 以下、大友氏の嘉靖三六(一五五七)年の遣明船に関する史料は、『明世宗実録』嘉靖三七(一五五八)年七月丙辰・同年一〇月辛亥・同年十一月丙戌、及び嘉靖三八(一五五九)年七月戊子の各条に拠る。

(13) 胡宗憲と王直は、同じ安徽省徽州府の出身である。両者の直接のつながりを示す史料は見つからないが、王直が胡宗憲を信用して捕縛されたいきさつの裏には、両者の何らかの接点が想起される。この点に関して、増田真意子氏は、胡宗憲が倭寇と関わりを持っていったこと、および、民間貿易容認を提唱する意図を持ちながらも、自らの弾効の危険性のためにそれを実現できなかった可能性を指摘し



写真1 木製「日本国王之印」の背面
(毛利博物館蔵)



写真2 勅賜金印箱
(毛利博物館蔵)

- ている。増田真意子「明代嘉靖後期に於ける海禁政策の実行とその転換」〔言語・地域文化研究〕一三、二〇〇七年〕参照。
- (14) 『明世宗実録』嘉靖三八(二五五九)年四月丙午・同年五月癸未条。
- (15) 既に、一五世紀前半の守護大名大友親世は、九州豊後から兵庫までの瀬戸内海を縦断する千五百石積み的大型構造船「春日丸」を保有している。また、一六世紀後半の大友義鎮は中国のみならず、南シナ海を横断して東南アジアへ渡る「至南蛮被差渡候船」を派遣している。鹿毛敏夫「戦国大名の外交と都市・流通」(思文閣出版、二〇〇六年)参照。
- (16) 田中健夫「不知火海の渡唐船―戦国期相良氏の海外交渉と倭寇―」〔日本歴史〕五一、一九九一年。
- (17) 張鑑『文徵明画平倭図記』では、「今考図中一人、貝冑組甲、豊頤而短鬚、按轡乘紫駟馬、一武士執大纛前導、稍次兩武士、一執終葵、一執鉞者、即總督胡宗憲也」や、「續谿之右、一官朱衣紗帽、頤雷上微銳、弯眉鑿目、乘青驄並驅而前者、其尚書趙文華乎」等のように、胡宗憲や趙文華をはじめ、巡撫の阮鶚、巡按の趙孔昭、総兵の徐珏・盧鏜・俞大猷等の明側の文官・武官が、その服装や風貌とともに詳述されており、その記述は『抗倭図卷』の描写内容にはば一致する。馬雅貞「戦勲と宦蹟―明代の戦争図像と官員の視覚文化―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二三、二〇一三年)参照。なお、『文徵明画平倭図記』の内容と考察については、山崎岳「張鑑『文徵明画平倭図記』の基礎的考証および訳注―中国国家博物館所蔵『抗倭図卷』に見る胡宗憲と徐海?―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二二三、二〇一三年)を参照されたい。
- (18) 須田牧子「『倭寇図卷』研究の現在」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』五九、二〇一二年)。
- (19) 周楫纂・陳美林校點『西湖二集』(江蘇古籍出版社、一九九四年)。なお、本史料については前掲註(17)馬雅貞論文より知りえた。
- (20) 『若林文書』一七・二二(『大分県史料』三五)。以下、「若林文書」の出典は同。
- (21) 『若林文書』一〇。
- (22) 合沢康就氏蔵「若林文書」(合沢金兵衛氏蔵として『大分県史料』一三
- 収載。ただし誤読あり)。
- (23) 『若林文書』五二。
- (24) 『若林文書』一三。なお、国立歴史民俗博物館蔵の原史料と校合して誤読を確認した。
- (25) 『若林文書』七二。
- (26) 『若林文書』六七。なお、国立歴史民俗博物館蔵の原史料と校合して補訂をなした。
- (27) 『胡梅林平倭図卷』における船上の被擄倭人と倭寇の首級の状況について『文徵明画平倭図記』では、「一将右視坐船中、前一卒執旗立、将以右手指船頭、首級累累然者、疑遊擊尹秉衡等」および「尹之左一船稍後、中坐一将弁而朱袍緩帶來獻俘者、通眉豊下、按膝凝視船頭反接而囚者四、此總兵盧鏜也」と説明する。奥の船中で旗を立てた卒兵の後ろに座って右手で船頭に指図を出すのが遊撃の尹秉衡であり、彼の船中に倭寇の首級が累々と並べられており、また、その船にやや遅れて進む手前の船に中座するのが総兵の盧鏜であり、その船中には四名の囚人(拘束された倭人)が乗せられている、との情景説明である。
- (28) 豊後国の各海辺領主の造船に関する史料として、例えば永祿年間に大友義鎮が若林中務少輔に「船誘」を指示した文書が見られる(『若林文書』四六)とともに、別府湾岸の真那井を本拠とする渡辺氏のもとにも、「急度用所之儀、警固船之事、各申合、数艘可被誘置候」との大友義鑑書状や、「至土州、警固船可被差渡之由、兼日被仰付候条、舟誘等定而不可有油断候」との大友氏奉行人連署書状が残されている(『渡辺文書』二・一四『大分県史料』三五)。
- 〔付記〕本稿は、二〇一二年一〇月に東京大学史料編纂所で開催された「倭寇と倭寇図像をめぐる国際研究集会」での報告を成稿したものであるが、その後同年一二月の同研究集会の成果、および二〇二二年一〇月に九州大学で開催された九州史学研究会大会での報告の成果を受けて一部加筆修正している。